

筑後会議所だより

2023

5月号

第671号

令和5年5月10日発行

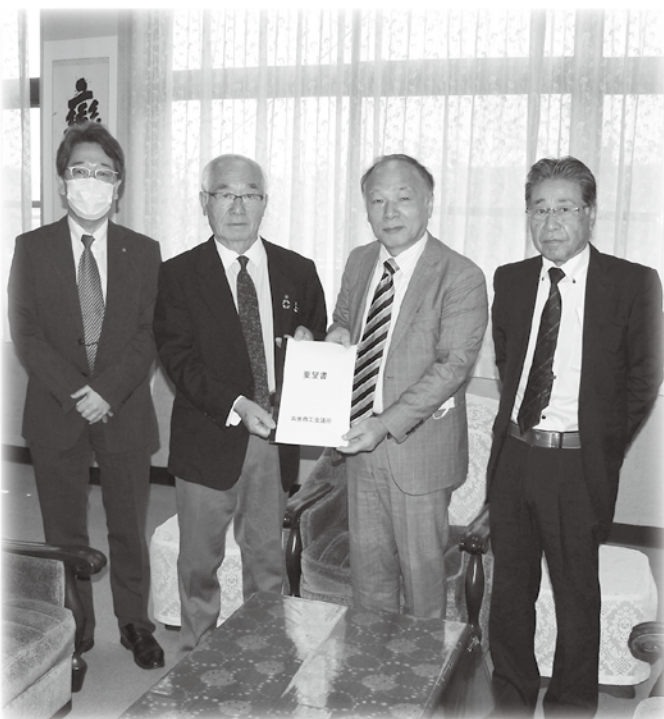
発行所／筑後商工会議所 筑後市大字和泉118-1

定価 1部50円（筑後商工会議所の会員は会費の中に購読料が含まれています。毎月10日発行）

★ホームページアドレス <https://www.chikugo.or.jp/>

印刷所／マイ コピント

筑後市野町423-8



新庄副会頭、岡本副会頭、高山副会頭よりプレミアム付き商品券発行要望書を筑後市西田市長、弥吉議長に提出（令和5年4月13日）

筑後商工会議所行事・その他5月10日～6月10日

5月	16	火	福岡県商工会議所連合会 通常会員総会
	29	月	ファーム本拠地運営支援協議会 (一社)筑後市観光協会総会
6月	6	火	インボイス制度個別相談会
	6(火)～7(水)		九州商工会議所連合会総会

第42回

緋の里巡りin 筑後

日時 令和5年 **6月3日(土)** 9:00～17:00
6月4日(日) 9:00～16:00

主催 緋の里巡り実行委員会

後援 筑後市・筑後市観光協会
筑後商工会議所

お問い合わせ 緋の里巡り実行委員会事務局
TEL 0942-53-4229
FAX 0942-65-5911

令和5年度会費納入 ありがとうございました

会員の皆様方には、平素より当所運営に関しまして種々ご協力、ご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当所会費の口座振替手続きをお済みの事業所につきましては、去る4月17日に指定口座より、令和5年度第一期分会費を振り替えさせていただきました。

なお、まだ会費を納めていただけていない事業所につきましては、当所指定の口座へ振り込んでいただきますようお願いいたします。



会費に関するお問い合わせは、
筑後商工会議所 総務課
☎(0942-52-3121)へ
宜しくお願い申し上げます。



大藪健介氏逝去

当所前副会頭の大藪健介氏が去る4月13日(木)に逝去されました。



同氏は、当所副会頭(在任期間・平成19年11月1日～令和4年10月31日)として地域社会の発展振興にご尽力されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

日本商工会議所
第136回通常会員総会
開催される

令和5年3月16日(木)午後2時30分より帝国ホテル(東京都千代田区)にて通常会員総会が開催され、全国の商工会議所515の内493商工会議所(オンライン、委任状含む)が出席しました。



日商会員総会

- (1) 日商小林会頭挨拶
(2) 来賓挨拶(ビデオメッセージ・岸田内閣総理大臣、西村経済産業大臣)
(3) 表彰
① 役員・議員表彰
〈勤続20年にわたる者〉
新庄信夫氏(副会頭)
〈退任〉
大藪健介氏(前副会頭)
石井 正氏(前常議員)
原口典道氏(前常議員)
原口英喜氏(前議員)
(4) 被災地報告(東日本大震災)
(5) 議案
議案第1号 中期行動計画(2023・2025)(案)及び2023年度事業計画(案)
議案第2号 2023年度収支予算(案)
議案第3号 第136回会員総会決議(案)

① 中小企業の自己変改と事業承継を促進し、新たな価値創造を

② 持続的な賃上げを可能とする中小企業の生産性向上と取引適正化を

③ 地域に人と消費と投資を呼び込む観光振興、都市再生を

④ 大規模災害に備えた強靱な国土づくりと福島再生の推進を

⑤ 国際ビジネス交流を拡大し、中小企業の輸出拡大の推進を

議案第1号から第3号まで承認されました。

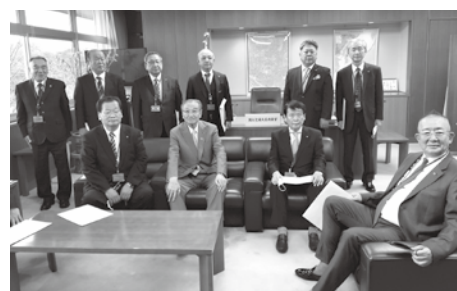
(6) 報告 ① 創立100周年記念事業について
〈記念講演〉

当所から玉木会頭、岡本副会頭、富安専務理事3名が出席しました。

九州中部商工連合会、
国へ有明沿岸主要幹線
道路網の早期整備促進
の要望活動を行う。

令和5年3月17日(金)に上京し、九州中部商工連合会(有明沿岸地域の福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県の13商工会議所、17商工会事務局・大牟田商工会議所)

の一員として国関係省庁、各県選出国会議員へ有明沿岸主要幹線道路網の早期整備促進について要望活動を行った。



国土交通省にて要望書を手渡す関係者

〈要望内容〉

(1) 有明沿岸主要幹線道路網の早期整備促進について
(2) 道路整備を図るための予算の確保に関する要望。

〈要望先〉午前10時より

・ 国土交通省(国土交通大臣、事務次官、技監、道路局長等)

・ 総務省(自治財政局長、自治財政局財務課長)

・ 財務省(財務大臣、副大臣、大臣政務官)

・ 地元選出国会議員(衆議院議員・参議院議員 福岡県7議員、佐賀県7議員、長崎県3議員、熊本県7議員) 各県の商工会

議所、商工会より正副会頭、正副会長、専務理事等18名が参加。
当所より富安専務理事が陳情活動を行った。

第11回
靖国神社桜まつり

4月10日(月)午後5時より水田天満宮境内の靖国神社にて第11回靖国神社桜まつりが開催され、宮原宮司・来賓・関係者の皆様など多数の方が出席されました。(当所からは岡本副会頭が出席。)



挨拶をされる岡本副会頭

水田天満宮境内の靖国神社そばに植樹されている「夫婦楠(めおとくす)」は、昭和34年の4月10日に上皇陛下ご成婚記念として植樹され、現在まで60年以上にわたり「良縁 夫婦円満の記念楠」として参拝される多くの方の篤いご崇敬を集めています。

労働保険年度更新のお知らせ

令和5年度の労働保険年度更新の手続期間は6月1日(木)から7月10日(月)までです。事業主のみなさまには、この期間中に労働保険料等の申告と納付の手続きを行っていただくようお願いします。

労働保険料の申告と納付の手続きは、最寄りの銀行・郵便局等の金融機関の窓口、労働基準監督署又は福岡労働局総務部労働保険徴収課で行うことができます。また、電子申請や郵送で申告を行うこともできます。

「年度更新手続き」に関する詳しい内容につきましては、福岡労働局総務部労働保険徴収課(092-434-9833、9834)までお問い合わせください。また、厚生労働省のホームページでもご覧いただけます。

厚生労働省のホームページは、右のQRコードよりご覧ください。



独占禁止法相談ネットワークの 御利用をお待ちしております。

当所では、入札談合や優越的地位の濫用等の独占禁止法上の問題及び取引先からの不当な返品等の下請法上の問題に関する相談を受け付けております。内容、御希望により公正取引委員会の窓口へ取り次ぎます。

お問い合わせ先は

◎公正取引委員会事務総局九州事務所 Tel: 092-431-5882

すべては“Happy Life”のために、
“Happy Home”を提供する。



TamaHome®

筑後支店 〒833-0055 福岡県筑後市大字熊野180
0120-923-010

お問い合わせ受付時間
[午前9時～午後8時]

タマホーム株式会社

〒108-0074 東京都港区高輪3丁目22-9 タマホーム本社ビル(品川駅前)
[建設業許可番号]国土交通大臣許可(特-30)第19013号、(般-30)第19013号
[宅建業免許番号]国土交通大臣(4)第6857号



キューダにアクセス

九州ダンボール株式会社

よりよい医薬品の提供をめざして
医療の基礎を支える

大成薬品工業株式会社

〒833-0055
福岡県筑後市大字熊野字屋敷998-1
TEL 0942-53-4662
FAX 0942-52-8115

公益社団法人 筑後市

シルバー人材センター

健康で働く意欲のある会員が待ってます!
お電話お待ちしております。



〒833-0032 筑後市野町423-2
☎ 0942-52-0722
FAX 0942-52-0724



令和5年
10月1日～

消費税の仕入税額控除の方式として

インボイス制度が始まります

平成30年4月
国 税 庁
(令和4年12月改訂)

令和5年10月1日から、複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度(適格請求書等保存方式)が開始されます。インボイス制度の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「インボイス発行事業者」(適格請求書発行事業者)が交付する「インボイス」(適格請求書)等の保存が仕入税額控除の要件となります。

1 インボイスとは

インボイスとは、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。

※ 請求書や納品書、領収書、レシート等、その書類の名称は問いません。

2 インボイス発行事業者登録制度

- インボイスを交付できるのは、インボイス発行事業者に限られます。
- インボイス発行事業者となるためには、登録申請手続きを行い、登録を受ける必要があります。

なお、課税事業者でなければ登録を受けることはできません。

※ 免税事業者がインボイス発行事業者の登録を受けるためには、「6 免税事業者の登録手続」をご覧ください。

※ インボイス発行事業者は、基準期間の課税売上高が 1,000 万円以下となった場合であっても免税事業者にはならず、消費税及び地方消費税の申告義務が生じますのでご注意ください。

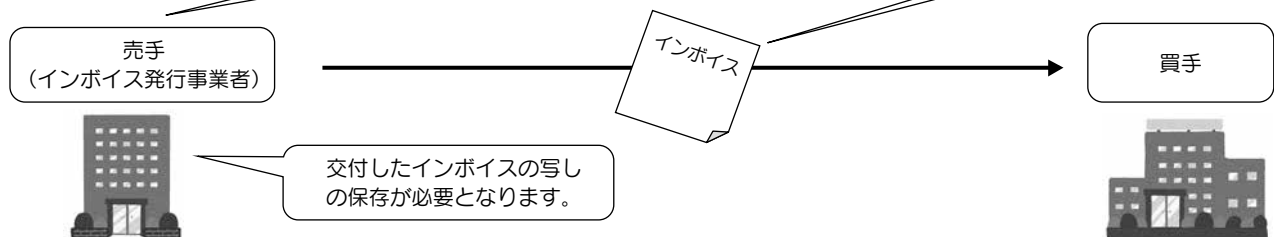
3 インボイス発行事業者の義務等(売手側の留意点)

インボイス発行事業者には、インボイスを交付することが困難な一定の場合(下記(2)参照)を除き、取引の相手方(課税事業者に限ります。)の求めに応じて、インボイスを交付する義務及び交付したインボイスの写しを保存する義務が課されます。

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業等については、記載事項を簡易なものとした「簡易インボイス」(適格簡易請求書)を交付することができます。

売手は軽減税率対象品目の販売の有無にかかわらず、取引先(課税事業者)から求められた場合には、インボイスを交付しなければなりません。

書面での交付に代えて、電磁的記録により提供することもできます。



(1) インボイスの記載事項

インボイス発行事業者は、以下の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類を交付しなければなりません(下線の項目が、現行の区分記載請求書の記載事項に追加される事項です。)

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 消費税額等(端数処理は一インボイス当たり、税率ごとに1回ずつ)
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

(注)簡易インボイスの記載事項は上記①から⑥となり(ただし、「適用税率」「消費税額等」はいずれか一方の記載で足りる。)、上記⑥の「書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称」は記載不要です。

(株)〇〇御中		⑥ 請求書	
②		××年 11 月分	
11/1	牛肉 ※	5,400 円	
11/2	小麦粉 ※	2,160 円	
⋮		⋮	
11/30	ビール	6,600 円	
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200 円
			うち消費税 7,200 円
(10%対象 40,000 円)			消費税 4,000 円
(8%対象 40,000 円)		⑤	消費税 3,200 円
④			
		①	△△(株)
			登録番号 T1234567890123

(2) インボイスの交付義務免除

インボイスを交付することが困難な以下の取引は、インボイスの交付義務が免除されます。

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機等により行われる課税資産の譲渡等(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)

4 仕入税額控除の要件(買手側の留意点)

インボイス制度の下では、インボイスなどの請求書等の交付を受けることが困難な一定の場合(下記(3)参照)を除き、一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。

(1) 帳簿の記載事項

保存が必要となる帳簿の記載事項は、以下のとおりです(現行と同様)。

- ① 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 対価の額

総勘定元帳(仕入)				③ 軽減税率対象
XX年	② 月 日	① 摘要	税率区分	借方(円)
11	30	△△食品 食料品	8%	86,400
11	30	〇〇商事 文具	10%	44,000

売手

買手

電磁的記録による保存

電磁的記録の提供

(2) 請求書等の範囲

仕入税額控除のためには、以下の請求書等の保存が必要です。

- ① インボイス又は簡易インボイス
- ② 買手が作成する仕入明細書等(インボイスの記載事項が記載されており、課税仕入れの相手方(売手)の確認を受けたもの)
- ③ 卸売市場において委託を受けて卸売の業務として行われる生鮮食料品等の譲渡及び農業協同組合等が委託を受けて行う農林水産物の譲渡について、受託者から交付を受ける一定の書類(前記3(2)②③の取引)
- ④ ①から③の書類に係る電磁的記録

(3) 帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合

請求書等の交付を受けることが困難な以下の取引は、帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます。

- ① インボイスの交付義務が免除される前記3(2)①④⑤に掲げる取引
- ② 簡易インボイスの記載事項(取引年月日を除きます。)を満たす入場券等が、使用の際に回収される取引
- ③ 古物営業、質屋又は宅地建物取引業者がインボイス発行事業者でない者から棚卸資産を取得する取引
- ④ インボイス発行事業者でない者から再生資源又は再生部品(棚卸資産に限りません。)を購入する取引
- ⑤ 従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、宿泊費、手当及び通勤手当等に係る課税仕入れ

(注) 現行、「3万円未満の課税仕入れ」及び「請求書等の交付を受けなかったことにつきやむを得ない理由があるとき」は、一定の事項を記載した帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる旨が規定されていますが、インボイス制度開始後は、これらの規定は廃止されます。

《免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置》

インボイス制度開始後は、免税事業者や消費者など、インボイス発行事業者以外の者から行った課税仕入れは、原則として仕入税額控除を行うことができません。ただし、区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等及びこの経過措置の規定の適用を受ける旨を記載した帳簿を保存している場合には、次の表のとおり、一定の期間は、仕入税額相当額の一定割合を仕入税額として控除できる経過措置が設けられています。

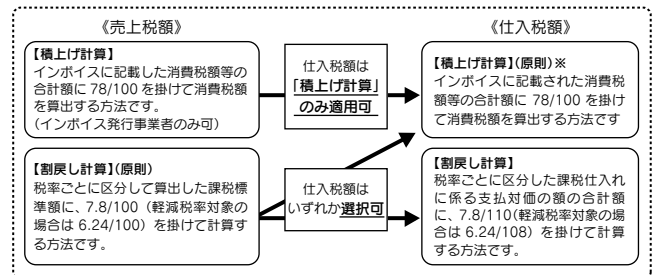
期 間	割 合
令和5年10月1日から 令和8年9月30日まで	仕入税額相当額の 80%
令和8年10月1日から 令和11年9月30日まで	仕入税額相当額 50%

5 税額計算の方法

令和5年10月1日以降の売上税額及び仕入税額の計算は、次の①又は②を選択することができます。

- ① インボイスに記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」※
- ② 適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する「割り戻し計算」

※ 仕入税額の積上げ計算の方法として、課税仕入れの都度、課税仕入れに係る支払対価の額に110分の10(軽減税率の対象となる場合は108分の8)を乗じて算出した金額(1円未満の端数が生じたときは、端数を切捨て又は四捨五入します。)を仮払消費税額等とし、帳簿に記載(計上)している場合は、その金額の合計額に100分の78を掛けて算出する方法も認められます(帳簿積上げ計算)。



6 免税事業者の登録手続

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

なお、この経過措置の適用を受けて登録申請手続を行う場合には、消費税課税事業者選択届出書を提出する必要はありません。

インボイス発行事業者になると、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となっても、登録の効力が失われない限り、消費税の申告が必要です。

上記経過措置の適用を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできない(登録を受けた日が令和5年10月1日の属する課税期間中である場合を除きます。)ため、「適格請求書発行事業者の登録の取消しを求める旨の届出書」を提出し、登録の効力が失われても、基準期間の課税売上高にかかわらず、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

(例) 個人事業者や12月決算の法人が、令和5年10月1日から登録を受ける場合

令和4年12月期	令和5年12月期	令和6年12月期
免税事業者	免税事業者 登録日 (令和5年10月1日)	インボイス発行事業者 (課税事業者)
		インボイス発行事業者 (課税事業者)

登録日以降は課税事業者となりますので、消費税の申告が必要になります。

《インボイス制度に関するお問合せ先》

- **税務相談チャットボット(インボイス制度)**
ご質問内容をメニューから選択するか、文字で入力いただくと、AI(人工知能)を活用して、「税務職員ふたば」が自動でお答えします。「インボイス制度特設サイト」からもご利用いただけます。
- **インボイスコールセンター(インボイス制度電話相談センター)**
専用ダイヤル 0120-205-553(無料)【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く。)
インボイス制度及び軽減税率制度に関する一般的なご質問を受け付けています。

チャットボットのご利用はこちらから





高山副会頭より委嘱状を交付

商工振興委員 委嘱状交付

4月7日(金)午後6時から、和処ふじ村において商工振興委員委嘱状交付式を行いました。

玉木会頭より委嘱された9名の商工振興委員の皆様へ高山副会頭から委嘱状が交付されました。

また、代表幹事を若杉勝弘氏、副代表幹事を松延康宏氏にお願いすることになりました。

商工振興委員の方々には、会員の皆様と当所の関係を密にする役割をして頂いています。

商工会議所に関するご相談は、何でもお気軽に商工振興委員にご相談ください。

経営改善の
お手伝いをする

商工振興委員9名

①氏名
②事業所名
③電話番号
④担当地区

羽犬塚校区(2名)



- ①田中 直樹
- ②田中農園(株)
- ③53-4178
- ④羽犬塚・徳久・前津・上原々一部

筑後校区(1名)



- ①若杉 勝弘
- ②ワカスギ
- ③53-6981
- ④筑後校区全域

水洗・古川校区(1名)



- ①笠島(そうけじま) 学
- ②(株)笠島電設
- ③52-7349
- ④水洗校区全域・古川校区全域

松原校区(1名)



- ①中尾 孝幸
- ②オートショップVIGOR
- ③53-2528
- ④松原校区全域

水田・古島校区(1名)



- ①西村 正孝
- ②(有)西村不動産
- ③52-4508
- ④水田校区全域・古島校区全域

筑後北校区(1名)



- ①森安 修
- ②蔵数簡易郵便局
- ③52-5526
- ④筑後北校区全域

西牟田・二川校区(1名)



- ①松延 康宏
- ②マツノブ工房
- ③53-7760
- ④西牟田校区全域・二川校区全域

下妻校区(1名)



- ①真辺 大稔
- ②(有)真辺フアニチャ・フィッシング
- ③0944-63-7858
- ④下妻校区全域



自由設計
注文住宅

マジメな価格で、
自由なカタチ。

すべては“Happy Life”のために、
“Happy Home”を提供する。

筑後支店 〒833-0055 福岡県筑後市大字熊野180

0120-923-010

お問い合わせ受付時間(午前9時～午後8時)

タマホーム

タマホーム株式会社

〒108-0074 東京都港区高輪3丁目22-9

タマホーム本社ビル(品川駅前)

[建設業許可番号]国土交通大臣許可(特-30)第19013号、
(般-30)第19013号

[宅建築免許番号]国土交通大臣(4)第6857号

女性会だより

定期総会開催

4月25日(火)午後5時より日若屋において、41名(本人出席26名、委任状出席15名)で令和5年度定期総会が開催されました。



以下の議題について協議し、すべて承認されました。

〔議題〕

- ・令和4年度事業報告並びに収支決算、監査報告について
- ・役員選任について
- ・令和5年度事業計画(案)並びに収支予算(案)について

〔令和5年度役員〕

会長 安達 三枝
副会長 角 洋子

顧問 鶴野柚未子
吉村美佐子
野口 久子

総務委員会
委員長 杉山世根子
副委員長 白濱富美子
監事 中富恵美子

文化委員会
委員長 甲木 成子
副委員長 平井由起子
監事 野間口タミ子

組織委員会
委員長 石橋 啓子
副委員長 宮原 瑤子
監事 大藪登美子

〔新入会員〕
・(有)秋山産業 秋山 里枝
・(株)斉藤寝装 斉藤由佳子

総会後、引き続き懇親会が行われ、玉木会頭はじめ、11名の来賓にご出席いただきました。来賓の方々や会員相互の懇親をより一層深めることができ、盛会のうちに終了となりました。

青年部会だより

定時総会開催

4月22日(土)午後6時より日若屋において、48名(本人出席25名、委任状出席23名)で令和5年度定時総会が開催されました。



以下の議題すべて賛成多数で承認されました。

〔議題〕

- ・令和4年度事業報告、収支決算について
- ・令和5年度組織図(案)について
- ・令和5年度事業計画(案)について
- ・令和5年度収支予算(案)について
- ・青年部会委員会規定(案)について
- ・臨時運営規定(案)について

〔令和5年度役員〕

会長 古賀 完吾
副会長 村上 和雅

専務理事 下川慎一郎
直前会長 大石 昭彦
監事 城崎 康弘

総務広報委員会
委員長 緒方 一成
副委員長 島津 伸一
監事 渡辺 昌博

組織強化委員会
委員長 室園 一也
副委員長 檀 泰明

会員研修委員会
委員長 田中 浩
副委員長 永石 靖明

地域構想委員会
委員長 堀川 一春
副委員長 富永 貴文

外務企画委員会
委員長 川畑 豊
副委員長 永田 一生

委員長 野口 元

副委員長 古賀 正彦
副委員長 緒方 剛
副委員長 杉山 進

県連理事 岡村 昭宏
県連監事 古賀 完吾
室園 一也 (敬称略)

あなたの会社にパソコンいかがですか？

みなさまのお仕事をコンピュータでお手伝いいたします。
(販売管理、給与処理etc...)
その他コンピュータについていろいろなお相談もOK!
気軽にご相談下さい。お役に立ちます!

大和システム株式会社

Daiwa System Co., Ltd.

〒833-0041 筑後市大字和泉118-1筑後商工会館2F
TEL.FAX (0942) 65-9634

印刷のことなら

マイコピント

向かい図書館

野町 ☎53-8122

株式会社 コスモ

グループホームこすも

デイサービスこすも

シルバーハイツこすも

高齢者宅配弁当クック123

(代)0942-53-8588



金融情報

今月の貸付金利のご案内
(令和5年5月1日現在)

金融 日本政策 公庫	●普通貸付 4,800万円 利 率 1.16%~2.15% 期 間 運転資金7年以内 設備資金10年以内	●マル経資金 総額・貸入 2,000万円 利 率 1.12% 期 間 運転資金7年以内 設備資金10年以内
	●小規模事業者振興資金 運転資金 5,000万円以内 設備資金 8,000万円以内 利 率 1.4% (別途保証料0.25~1.62%) 期 間 運転・設備10年以内	●緊急経済対策資金 1億円以内 利 率 1.3% 期 間 運転資金10年以内
	●長期経営安定資金 1億円以内 利 率 { 5年以内: 1.5% 5年超設備: 1.6% 5年超運転: 1.8% (別途保証料0.25~1.77%) 期 間 運転・設備10年以内	●短期運転資金 3,000万円以内 利 率 1.4% (別途保証料0.25~1.67%) 期 間 運転資金1年以内
県 制 度 融 資	●新規創業資金 2,000万円以内 利 率 1.2%~1.3% (保証料0%) 期 間 運転7年・設備10年以内	●経営革新支援資金 1億円以内 利 率 1.1%~1.4% (別途保証料0.25~1.62%) 期 間 運転7年・設備10年以内
	●一般融資 2,000万円以内 利 率 1.30% (別途保証料0.50~2.20%) 期 間 運転・設備10年以内	●設備融資 3,000万円以内 利 率 1.60% (別途保証料0.50~2.20%) 期 間 10年以内
市 中 小 企 業 融 資	不況対策融資	
	●セーフティネット対応 2,000万円以内 利 率 1.25% 期 間 10年以内	●非該当 2,000万円以内 利 率 1.65% 期 間 10年以内

相談日のお知らせ

【金 融】	と き 5月11日(木)・6月8日(木) 〔要予約〕 受 付 午後1時から午後3時まで と ころ 商工会議所 相 談 員 日本政策金融公庫担当者
【税 務】	と き 5月15日(月)〔要予約〕 受 付 午前10時から午後4時まで と ころ 商工会議所 相 談 員 塩塚税理士
【経 営】	創業・経営計画策定支援など と き 随時〔要予約〕 受 付 午前10時から午後5時まで と ころ 商工会議所 相 談 員 中小企業診断士
【労 務】	と き 5月24日(水)〔要予約1週間前まで〕 受 付 午前10時から午前11時まで と ころ 商工会議所 相 談 員 社会保険労務士 ※都合により相談日時の変更をお願いすることがあります。
【有 料 相 談】	30分以内 会員1,100円 非会員1,650円(各税込み) 60分以内 会員2,200円 非会員3,300円(各税込み)

※令和5年度のパソコン相談につきましては
休止させていただきます。
ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

筑後市中小企業資金融資制度

市では、中小企業を対象に必要な
資金の融資制度を設けております。

この制度は、低利率で融資を受け
ることができ、保証協会に対して支
払った保証料を市が援助する(上限
20万円)など、さまざまなメリット
があります。

種 類		利 率	最高限度額	融資期間
一 般 融 資		1.30%	2,000万円	10年以内
設 備 融 資		1.60%	3,000万円	10年以内
協同組合等 融資	一般融資	1.20%	1,000万円	5年以内
	公害防止設備融資		1,000万円	
	特別融資		2,000万円	
不況対策 融資	セーフティネット該当	1.25%	2,000万円	10年以内
	非該当	1.65%		



【申込み・問合せ】

筑後市商工観光課(TEL 65-7024)

※詳しくは、市ホームページで確認してください。

ホームページは左記 QR コードから見るすることができます。